

区の代替・補完的補助金

区の代替・補完的補助金の対象事業

- ・ 私立幼稚園心身障害児教育事業補助金事業【子ども課】
- ・ 私立幼稚園（類似施設を含む）入園料補助事業【子ども課】
- ・ 学校保健関係団体補助金事業【学務課】

私立幼稚園心身障害児教育事業補助金事業【事業概要】

1 補助金事業開始の目的（理由）

心身障害児を保育する私立幼稚園の設置者に対し、心身障害児教育の経費を補助することにより、本教育の振興と充実に資することを目的とする。

2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）

昭和 60 年度に補助開始。
 平成 26 年度まで、制度の改正は行っていない。
 （本年度より補助員が必要だと思われる園児について、心理相談員の判断により障害児に準じる（障害児等）とみなし、補助対象者とする予定である。）

3 補助金の概要

（1）根拠法令

墨田区私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金交付要綱（昭和 60 年制定）
 （今後、「墨田区私立幼稚園特別支援教育事業費補助金交付要綱」に改定予定。）

（2）補助対象者

- ・身体障害者福祉法第 15 条に規定する身体障害者手帳を有する者
- ・東京都愛の手帳交付要綱に規定する手帳を有する者
- ・児童相談所又は公的専門機関において心身障害と判定された者
- ・その他心身に障害を有し教育上特別な配置を要すると区長が認めた者

（3）補助金の算定基準

一園児あたり年額 1,133,000 円を限度とする。
 事業計画書・心身障害児教育事業費補助に係る調書を区長に提出する。

（4）予算の推移（5 年間分）

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
歳出予算額	735	735	735	735	9,604
歳出決算額	490	490	490	245	

平成 27 年度は心理相談員を雇用する費用を含んでいる。

4 他区の実施状況・類似補助金の有無

実施 11 区 未実施 11 区
 支給方法は一園児あたりで支給する区がほとんどである。

5 これまでの実績・成果

(1) 実績（活動指標）

「()は目標値」

活動指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
補助対象児童数	2人	2人	2人	1人	(8)人
園数	2園	2園	1園	1園	(8)園

(2) 成果・効果（成果指標）

「()は目標値」

成果指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
対象児が卒園した人数			2人	0人	

6 課題

私立幼稚園に通園する園児には、障害児が少ないため、実績が微少である。

私立幼稚園心身障害児教育事業補助金事業【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
C	<p>必要性は認められるが、区民や私立幼稚園のニーズを把握するとともに、補助による効果の検証もすべきである。さらに区内の発達障害児童の現状と、私立幼稚園・公立幼稚園等におけるそれぞれの教育の役割についても検討していくべきである。</p>
<p>補助による一定の効果があり、継続する必要があると認められる。</p>	

個人評価内訳				
A	B	C	D	E
1	2	2	2	0

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	7	3	1	2
	0	4	3	5
×	0	0	3	0

評価 A として委員の意見

最終的に区長が判断するということだが、対象者や補助金が際限なく増えてしまうことは心配である。ただ、その点が改善されるのであれば問題はないと思う。また、区長の判断基準を明確にしておくことが必要である。

評価 B として委員の意見

必要性や公益性については評価するが、実績や私学側の意見（方針）等を十分踏まえ、他の方法で実施するなどの工夫が必要ではないか。

発達障害児をどう発見し、どう認定しサポートしていくか、ということは大きな課題である。公共の場で、子どもが本当に安心できる居場所が課題となる昨今、私立・公立幼稚園での違いはあっても、一定程度のサポートは必要だと思う。

評価 C としての委員の意見

必要性はあるが、私立幼稚園においてどの程度効果があり、どの程度のニーズがあるのか不明確であるので、制度の見直しが必要である。

医療の進歩もあって、多くの disabled person（機能不全）の方が見付き、社会生活のためにそのギャップを埋める補装具や施策が求められてきている。公助、互助、共助のバランスを考えて効率性を求めることと、皆で助けようという地域や保護者間のミッション（使命感）を高めていく方向に導いていくような施策を進めていくべきである。

評価 D としての委員の意見

必要性はあるが私立幼稚園、私立の教育機関というのは、建学の精神など教育における特徴を持つことが重要である。法律の規定があるとはいえ、そのような機関に、行政が一律に補助することに疑問を感じる。保育・教育の役割をもう一度整理すべきではないか。

現在は、様々な教育機関で子どもに対応している。かつてより複雑な環境になっており、問題を抱える子も多い。入園前から把握しているのなら既存の施設で対応できるが、入園してから発覚する例も多いのではないか。そういう点から考えると、はじめから何人と想定するのではなく、入園してからも対応できる制度や補正や先んじて執行する制度を考えるべきだと思う。（補正対応など）

それぞれの教育機関では日々問題事例が発生しており、問題発生と対応のタイミングにズレが生じるのではないか。

心身障害児に対する教育支援は必要であるが、補助方法の検討が必要である。

区立幼稚園では児童 2 名に対して補助員 1 名という体制であるのに対し、私立幼稚園では 1 名対 1 名という体制を想定するのは不均衡ではないか。

障害児の実態把握が不十分であるがゆえに、受入計画(1園1名×8園)というのは不確実さを感じる。

人件費に対する支援に重きを置いた補助金となっているが、施設面で受け入れに不安を抱いている幼稚園もあるとのこと。補助金がニーズに対応できているのか疑問である。

私立幼稚園（類似施設を含む）入園料補助事業【事業概要】

1 補助金事業開始の目的（理由）

家庭の所得状況に応じて私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者が負担する入園料について補助金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公立幼稚園との保護者負担の格差の是正を図り、もって幼稚園教育及び幼児教育の振興と充実に資することを目的とする。ただし、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園については、本補助事業は対象外である。

2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）

昭和 62 年 入園料補助（10,000 円）を開始
 平成 2 年 補助金額を 20,000 円に引き上げ
 平成 10 年 補助金額を 25,000 円に引き上げ
 平成 17 年 補助金額を 30,000 円に引き上げ
 平成 20 年 補助金額を 35,000 円に引き上げ
 平成 21 年 補助金額を 40,000 円に引き上げ

参考 3 年保育に入園する際の入園料

・あさひ幼稚園 100,000 円 ・あづま幼稚園 80,000 円 ・江東学園幼稚園 80,000 円
 ・言問幼稚園 100,000 円 ・墨田幼稚園 110,000 円 ・本所白百合保育園 120,000 円
 ・向島文化幼稚園 100,000 円 ・両国幼稚園 100,000 円

3 補助金の概要

（1）根拠法令

墨田区私立幼稚園等の園児等の保護者に対する補助金交付要綱（昭和 51 年制定）

（2）補助対象者

幼稚園等に在籍する幼児の保護者で当該幼稚園等へ入園料を納入した者

（3）補助金の算定基準

幼児一人につき 40,000 円 1 回のみ交付する。

また、実際に納入した入園料の額が 40,000 円に満たない場合は、納入した額を上限とする。

（4）予算の推移（5 年間分）

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
歳出予算額	30,080	28,480	27,720	29,160	21,240
歳出決算額	27,120	28,210	27,067	27,270	

「千円」

4 他区の実施状況・類似補助金の有無

実施 19区 未実施 3区（千代田区、中央区、港区）
一園児あたり、一律支給がほとんどである。
近隣区（足立・葛飾）では、課税額により支給金額を設定。

5 これまでの実績・成果

(1) 実績（活動指標）

「()は目標値」

活動指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
支給者数	678人	706人	677人	682人	(531)人
うち区外私立幼稚園等通園者	235人	234人	232人	232人	

新制度に移行した私立幼稚園については、対象外となるため、支給者数は平成26年度と比較して減少予定である。

(2) 成果・効果（成果指標）

「()は目標値」

成果指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
公私差額	97,250円	97,250円	97,250円	97,250円	97,250円

墨田区内の区立幼稚園と私立幼稚園の平均入園料

6 課題

所得に関係なく、補助金額が一定であるため、所得間の格差を埋めるには至っていない。

私立幼稚園（類似施設を含む）入園料補助事業【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
B	<p>幼稚園施策を進めるうえで、私立幼稚園を主体として事業を行っていくことは一定の評価ができる。しかし、3歳児の公立の入園機会が制約される現状は改善の余地がある。したがって、補助金は必要であるが、補助金の交付基準については、一律に補助するのではなく、所得状況に応じた補助などの検討が必要である。</p>
<p>補助による一定の効果があり、対象者の見直し等によりさらに効果拡大が期待できる。</p>	

個人評価内訳				
A	B	C	D	E
0	4	2	1	0

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	6	2	2	1
	1	5	5	4
×	0	0	0	2

評価 B とした委員の意見

補助金の交付額の平等性を再検討して欲しい。

補助率（上限：定額（限度額））の導入や所得区分の導入を検討すべきではないか。

新制度への移行について、今後どのように進めていくか明確になると良いと思う。

墨田区では区立幼稚園は2年保育しかなく、保育園も待機児童が多いため、私立幼稚園に入園せざるを得ないといった事情がある。私立幼稚園を主体として考えていくのであれば、補助金自体は必要であるが、一律の交付や補助金額の見直しは必要であると思う。

区税投入はより厳しい環境の人に投入すべきであることと、大きな施策の方向として児童支援の観点から公助、互助、共助のバランスを考えて見直すべきと考える。

評価 C とした委員の意見

新制度への移行もあり、入園料の設定が分かりづらく、公益性、効率性の正確な判断が難しいが、補助金額は課税額に応じた見直しが望ましい。

低所得者向けの補助金として必要性等は感じるが、補助金額は所得階層に応じて段階的に設定することが適切ではないか。

評価 D とした委員の意見

この補助金の目的は「保護者の経済的な負担軽減」となっている。私立幼稚園を選ぶということは、信条や経済状況を含め個人の選択に任されているなかで、この分野で経済的負担は、それほど考えなくてもいいのではないか。補助金の目的が「私立幼稚園の教育理念」であるということと、「経済的負担」ということが、一致しないと感じる。

「私立」で行えることは「公共」は手をださないというのが公共哲学の考え方の根本にある。私立が成り立っているのであれば、公立は見直しても良いと思う。公立幼稚園を改修するなどして、私立にシフトしていくという施策も考えられる。将来的に、私立幼稚園はさらに拡大していく可能性もあるので、将来的な在り方を改めて検討して欲しい。

学校保健関係団体補助金事業【事業概要】

1 補助金事業開始の目的（理由）

学校保健事業の運営に関わり、協力・支援を受けている各団体に対し、団体の事務経費を補助することにより、団体の負担を軽減し学校保健事業の円滑な運営を促進する。

2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）

学校医制度は、1898年（明治31年）に定められたと言われている。現代の日本においては、学校医は学校保健安全法に基づき設置され、学校保健安全法施行規則によりその職務が規定されており、学校医は学校における保健管理の専門家としての職務が期待されている。

本区においても、同様の趣旨で学校医制度が設置され、その目的を果たしてきたところであるが、平成7年度から学校保健事業の円滑な運営をさらに促進するため、各団体の事務経費の一部を補助している。これは、各団体の医師等が学校医等として学校保健事業に携わる際、通信・交通・運搬、健康診断の準備、事前研修等に要する諸費用が、それまで各団体の負担であったためである。

3 補助金の概要

（1）根拠法令

墨田区学校保健関係団体補助金交付要綱（平成7年制定）

（2）補助対象者

墨田区医師会、本所学校歯科医会、向島学校歯科医会、墨田区学校薬剤師会

（3）補助金の算定基準

事務経費助成

通信用経費、交通運搬用経費、健康診断等準備用経費、研修会等経費、
その他区長が必要と認める経費

（4）予算の推移（5年間分）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳出当初予算額	1,040	1,040	1,000	1,000	1,000
歳出決算額	978	992	1,000	1,000	

「千円」

平成25年度は、実績見合いで当初予算額が100万円に減額された。

4 他区の実施状況・類似補助金の有無

学校保健会に部会（内科部会、眼科部会、薬剤師部会等）を設け、そこへ補助金を交付している区（江東区、荒川区、台東区など）がある。

5 これまでの実績・成果

（1）実績（活動指標）

「（ ）は目標値」

活動指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
学校医等の 派遣延べ人数 (学校数×4)	152人	152人	148人	144人	144人
健診対象の 児童生徒数	13,259人	13,179人	13,288人	13,297人	13,432人

（2）成果・効果（成果指標）

専門的な分野の問題について、学校医に通知や調整をするときに各団体の協力が役立っている。

「（ ）は目標値」

成果指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
健康診断を受診した 児童生徒数 (年度4月1日)	13,259人	13,179人	13,288人	13,297人	13,432人

6 課題

関係団体との連携を深め、学校保健事業のより円滑な運営を促進する。

学校保健関係団体補助金事業【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
D	<p>補助の目的が分かりにくく、補助金の支出が目的に沿っているのか不明である。そのため、補助金の効果がみえてこない。補助金の算定基準を明確化するとともに、補助金という手段ではなく費用対効果が明確になるように委託などの検討もすべきである。</p>
<p>補助の継続は必要であるが、効果が高くないため、見直しが必要である。</p>	

個人評価内訳				
A	B	C	D	E
0	0	2	3	2

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	1	4	0	0
	4	2	3	2
×	2	1	4	5

評価 C とした委員の意見

区と医師会との意思の疎通ができていないように感じる。補助対象者は、補助金をあまり重要だと捉えていないのではないか。明確な補助基準を設定し、よりもらう側がどのように考えているか明確にするべきではないか。

補助金の使途が統一されておらず、公助・互助・自助があいまいになっている。補助金事業の基準・内容を見直す時期にきていると思う。

評価 D とした委員の意見

指標がアウトプット指標で、目的が不明確である。アウトカム指標がないことが、目的を不明確としている理由だと思う。業務内容を明確にしたうえで、委託などの形態を検討すべきである。また、医師会のボランティア活動にも期待したい。

報告書の記載などを見ても、具体的に補助金で使われている項目が、学校で行われている学校保健安全に、どのように寄与しているかが不明で補助金の目的もわかりにくい。また、事務的経費の負担を軽減するにしても、十分に効果を発揮できているとは思えない。

区の予算内で行っており、増額要求もなく、必要性の高さを感じられない。使用用途にばらつきがあり、本来の目的が達成できているのか疑問である。また、今後の方向性のなかで、医師会との連携が重要だという話があったが、本事業を行わないと関係性が築けないのか疑問であるとともに本当に必要であれば委託などの形態をとるべきだと思う。

評価 E とした委員の意見

必要性は限りなく低いと判断した。公益性・適格性もともに低いのではないかと。内容を聞いても、補助が必要な経費がどこまでなのか、補助の目的に適合しているのかが不明である。そもそも、補助金形態としての支給がよいのかもわからない。委託として実施する内容も含まれているのではないかと。そのあたりを見極めて今後適切な執行形態で支給して欲しい。

平成 7 年度までは補助金がなくても、同様の事業ができていたこと、医師会という組織を考えると、このような低額な補助金を必要としていないのではないかと。実績報告書の内容を見ても補助金の支出目的と合致していない。